

川合新市長の「魔女狩り・えこひいき」人事問題 明らかな条例違反「現広報監の1年在級昇格」に川越市職員課も絶句！ 平成21年度人事のベースとなった「規則第二十号」のいかがわしさ 川合市長は任命権者として、今回のメチャクチャ人事にどう責任を取るのか？

(お詫び:本文中の最後の見出し「現広報監(元教育総務部副部長)昇級の「条例違反疑惑」はきわめて濃厚！」の「元教育総務部副部長」(正)が、「元教育総務部部长」(誤)となっておりますので訂正致しました。謹んでお詫び申し上げます。)

本紙は5月号にて「川合“弁護士”新市長による重大な条例違反！『公正・公平』を掲げる川合市長の『メチャクチャ人事』!」と題し、行政未経験の新市長が就任直後に手がけた人事の不公平さ、目に余る「魔女狩りとえこひいき」人事について詳細に報じた。魔女狩りとはすなわち舟橋前市長・細田前助役カラーの一掃であり、えこひいきとは、川合市長自身の選挙に貢献した職員の重用に他ならない。そして「えこひいき」では済まされない、明らかな条例違反のケースとして現在の広報監の昇格を挙げた。

現広報監(9級)は、昇級前の教育総務部副部長(8級)に1年しか在級していない……。問題はこれだ。「川越市職員の初任給、昇級、昇給等の基準に関する規則」によれば「職員を昇級させるには、その職員が現に属する職務の級に二年以上在級していなければならない」とされ、また同規則の「特別の場合の昇級」にも相当しないことから、「1年在級ののち昇級」した現広報監への人事は、明白な条例違反なのだ。人事における任命権者は言うまでもなく川合市長。「弁護士市長の条例違反」として、本紙はこの事実を問題提起した。

と同時に、条例違反どころか、もはや超法規的昇級としかいいようのない「会計室長」のケースをも取り上げた。ところが、本紙が報じた会計室長の昇級について、市関係者と思われる読者から「謝罪せよ」との投稿をいただいたのは先に報じたとおりである。投稿者は匿名を希望しており、また内容に関し掲載不可としているため、その要旨のみ本紙が書き直して再掲する。なお「B氏」とは、本紙地方紙版5月号記事における伏せ字をそのまま使用したもので、「現会計室長」を指す。

“B氏の昇級は、実際は1級のみである。今年1月から3月までは、会計室長が会計管理者の職務を行っていたため、会計室長とは部長級(9級)であった。だが今年4月からは、単独の会計管理者(部長級9級)が設置されたため、会計室長は課長級(7級)に変更されたはずである。紙面で謝罪していただきたい。”

この投稿に対し、本紙はさる[5月27日付けの記事](#)にて反論した。その内容をここで反復するつもりはない。ただ、本文執筆時点(2009年6月7日現在)もなお、「規則」の「行政職給料表級別標準職務表」の9級には「会計室長」が明記されていることとあわせて、本紙が先の反論記事の最後で呈した疑念を繰り返してみる。

もし投稿の内容が事実であるなら、

「人事発令名簿」における現会計室長の昇級は、他の「副室長(6級)→室長(7級)」昇級と混同された、人事の誤りであった可能性がある。

だがこの誤った人事発令に沿って異動したB氏は、すでに会計室長として2ヶ月近く(本紙5月号発刊時点で)勤務している。B氏をいまさら降格させるわけにもいかない。

本紙の指摘により誤りに気づいた川越市は急遽、4月以前に「会計室長と会計管理者を分離」したことにし、平成21年4月の人事の根拠となる「規則」が、あらかじめ4月以前に改正されていたとすることで、真実(人事の誤り)を隠そうとしたのではないのか。

人事発令名簿に、新設された「会計管理者」というポストが見あたらないのは、なぜなのか。具体的に誰がこのポストに昇格したのか？

「規則第二十号」の決裁は3月31日 たった1日、24時間足らずで4月1日の「人事異動」？ 「会計管理者」に、引き継ぎ時間もないまま「福祉部付理事」が就任 ぬぐえない「証拠(規則改正)の後付け」疑惑

本紙はこれらの疑念に自ら答えるため、川越市役所職員課を訪れた。対応した職員は、自らしたためたという[「会計室長と会計管理者の分離について」](#)なる文書とともに、以下のように説明した。

「これまで川越市には収入役という役職があり、地方自治体の会計に関する総合的な管理を行ってきた。だが平成 18 年度の地方自治法の改正により収入役制度が廃止となった。そこで、公金の収入や支出が適正に行われているかどうか監督する新たなポストとして『会計管理者』が新設された(地方自治法第 168 条)。

川越市は今年から会計管理者を設置。その職責の重要性から会計管理者は部長級(9級)とし、当初は会計室長が兼任していた。だが4月からの人事では会計室長と会計管理者を分離。会計室長については他の室長と同様の課長級(7級)とした。この人事は、さる3月末に公布された『川越市規則第二十号』に基づいている。また『会計管理者』というポスト名は川越市職員の正式な職名ではないため、『人事発令名簿』にはこの職名は記載されていない。実際には部長級(9級)の『理事』が、会計管理者である(川越市職員課)

[「規則第二十号」](#)の要旨は、以下のようなものである。

▼川越市職員の管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則

【市長部局の項目中】

- 「政策調整監」「秘書広報監」→「広報監」に変更
- 「会計室長」→削除
- 「保健所副所長」→「広報室長」「保健所副所長」「診療所長」に変更
- 「中心市街地活性化推進室長」「診療所長」「西清掃センター所長」「副センター長」→削除
- 「高階出張所副所長」→「高階出張所副所長」「名細出張所副所長」に変更

【教育委員会事務局の項目中】

- 「博物館長」→削除
- 「高階南公民館長」「中央図書館長」→「南公民館長」「高階南公民館長」「大東南公民館長」「山田公民館長」「中央図書館長」「博物館長」「美術館長」に変更

▼川越市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正

- 【5級】

- 「生活情報センター所長」→削除
- 【6級】
 - 「副センター長」→削除
 - 「高階出張所副所長」の下に「名細出張所副所長」を追加
- 【7級】
 - 「診療所長」「西清掃センター所長」→削除
 - 「高階南公民館長、中央図書館長」→「南公民館長、高階南公民館長、大東南公民館長、山田公民館長、中央図書館長、博物館長、美術館長」に変更
- 【8級】
 - 「保健所副所長」→「広報室長、保健所副所長、診療所長」
 - 「中心市街地活性化推進室長、議会事務局副事務局長又は博物館長」→「又は議会事務局副事務局長」に変更
- 【9級】
 - 「政策調整監、秘書広報監、会計室長」を「広報監」に変更

<「規則第二十号」の要旨を列挙してみたが、[「行政職給料表級別標準職務表」](#)と併せて見ないかぎり、理解しづらい>

平成 18 年度の地方自治法の改正による収入役制度の廃止、会計管理者というポストの新設、また「会計管理者」には「会計室理事」が就任していること……。一見すると納得のいく説明に見えるだろう。

だが、よく注意していただきたい。この[「規則第二十号」](#)が公布されたのは、なんと3月 31 日なのである。4月 1 日からの人事を決める「規則」が、その前日に決裁され執行されているのだ。もしこの決裁が3月 31 日の午後であったなら、4月 1 日朝の開庁時間まで 24 時間も経っていない……。こんな馬鹿な話があるだろうか。通常の条例改正とは、こんなペースで行われるのか？

先の B 氏は、4月 1 日付けでの「会計室長」への異動にあたり、当然ながら3月中に辞令を受け取っているはずだ。その辞令は、3月 31 日の「規則決裁の後」でなければならぬ。B 氏が会計室副室長から会計室長に昇格したのは先に述べたとおり。では B 氏は、新たな会計室副室長に業務の引き継ぎをする時間があつたのだろうか？そもそも「新たな会計室副室長となるべき職員」でさえ、3月 31 日のおそらく午後に、突然に辞令を言い渡されたことになるのだ。

こんなことは現実的にはあり得ない。おそらくはこの「規則第二十号」の起案(3月26日)よりずっと以前に……つまり起案されてもいない時点で、すでに「実質上の人事発令」がなされていないならば、スムーズに異動などできるはずがないではないか。

見れば見るほど奇妙な「規則第二十号」 市役所という「ブラックボックス」で、実際には何が行われたのか 市民には知るよしもない

奇妙な点はこれだけではない。職員課の説明では会計管理者のポストには、実際には「会計室理事」が就任しているという。現会計室理事の「前職」は福祉部付理事。いくら部長級(9級)のベテラン職員とはいえ、少なくとも2年はまるで畑違いの福祉部にいた人材である。3月31日に決裁された「規則第二十号」に基づいて、いきなり4月1日から、会計管理者という重責が勤まるのだろうか。繰り返すが会計管理者とは、市役所の各部署の担当者が起した伝票が適切なものであることをチェックする機能や、収入・支出が正確に行われていることを監督する、非常に重要な役割を担当するのだ。元福祉部の理事が、引き継ぎの時間もなく、新たな職場への適応準備もせず、いきなり会計管理者に異動できるだろうか？あるいは、異動するに値する能力の持ち主であるかどうか、行政素人の新任市長がどうして判断できるのか？

まともに考えるだけ馬鹿馬鹿しいのかもしれない。川越市職員課の説明が正しいのであれば、「規則第二十号」の改正内容は、起案以前にすでに決められていたことなのだ。公布・決裁どころか起案すらされていない段階で、すでに「平成21年度人事発令名簿」が作成されていた……あるいは事実上の人事発令が行われていたのである。

「規則第二十号」の表紙をごらんいただければ一目瞭然なのだが、右端の「起案」「決裁」「執行」、そして左側の公布日時は、すべて手書きである。不思議なことに、公布日時は「平成二十一年」だけが印字されており、「三月三十一日」が手書きとなっている。またこの規則の号数も、「二十」の部分だけが手書き。本文作成に際し「規則の号数」をあとで確認するため、あえて空白にした形跡が見える。

[「規則第二十号」](#)の文面を一日で作成したとは考えにくいと、あらかじめ日付部分が空白のものを数日かけて作成し、その内容をもって人事発令を行い、その後日付を手書きで書き込んだものとしたか、思えないではないか。

ならば、平成21年4月の人事とは、正規の条例に基づいていない人事ということになる。言うまでもなく、そのような人事は無効であり、任命権者である川合市長の責任が強く問われなければならない。

もしくは……。この[「規則第二十号」](#)すべてが、本紙5月号記事の指摘以降に作成されたものなのか。まさかとは思いますが、そうであるならばもはや条例違反などでは済まされない。市長以下上級職員数名による、立派な公文書偽造だ。

いずれにせよこの[「規則第二十号」](#)、起案から公布にいたるプロセスにおいて、通常の条例とは思えないかがわしさに満ちている、といっても過言ではないだろう。

**現広報監(元教育総務部副部長)昇級の「条例違反疑惑」はきわめて濃厚！
川越市議らは、来る6月議会で徹底追及せよ！**

以上が、「会計室長と会計管理者との分離」、そして[「規則第二十号」](#)について本紙が得た川越市職員課の説明と、[「規則第二十号」](#)をめぐる浮上した新たな疑念である。

現会計室長は[「規則第二十号」](#)により1級昇格であり「3階級特進昇格」ではない、とする市側の説明を、本紙はいったん受け入れ、これを報じることにより訂正記事に変えさせていただきたい。ただし[「規則第二十号」](#)の起案から公布、そしてこの規則に「基づいて行われなければならない」人事発令のいかがわしさについては、上記で説明したとおりである。

もういちど繰り返すが、人事発令は「規則」に基づいて行われなければならない。そうでない人事発令は規則違反・条例違反であり無効のはずだ。そして「規則」の決裁・公布から実際の人事異動までたった24時間以内というのは、非現実的にもほどがある。最大限好意的にみて「非常にずさんでいい加減」、穿ってみれば「公文書偽造による人事ミス」の疑いすら生じてしまうのは、致し方のないことだろう。

そして川越市職員課も「これに関しては説明のしようがない」と、条例違反の疑いを暗に示していたのが、現広報監(前教育総務部副部長)の「1年在級昇級」である。

* 「職員を昇格させるには、その職員が現に属する職務の級に二年以上在級していなければならない」(川越市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第6条)

* 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、前条の規定にかかわらず昇格させることができる」(同第7条)

現広報監は現在、危篤でもなければ著しい障害を負っているわけでもない。また「広報監」という役職に、麻薬組織のおとり捜査官のような、生命を賭して遂行すべき特殊任務を果たす役割など、あろうはずもない。したがって現広報監の「条例違反昇級」の疑いはきわめて濃厚だ。

川越市議会議員諸氏は、川合市長の人事における問題点、特に本紙が指摘した「現広報監」の昇級問題、そして今回あらたに浮上した「条例第二十号」をめぐる、非現実的な公布と、これを元にした人事について、来る6月議会で追及しなければならない。この問題を看過しては、市議らに「公正・公平」はないことを心すべきであろう。

■